明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十一号様式記載要領４を同様式記載要領５とし、同様式記載要領３の次に次のように加える。

４　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十一号の二様式の表中「法人番号」を「管理番号」に改める。

第十一号様式（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

